最高裁秘書第3637号 令和3年11月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

10月22日付け(同月25日受付,第030634号)で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
  - (1) 「令和3年度実施結果 総合職試験(家庭裁判所調査官補)」と題する文書 (片面で1枚)
  - (2) 「令和3年度実施結果 総合職試験(裁判所事務官,院卒者区分)」と題する文書(片面で1枚)
  - (3) 「令和3年度実施結果 総合職試験(裁判所事務官,大卒程度区分)」と題 する文書(片面で1枚)
- (4) 「令和3年度実施結果 一般職試験(裁判所事務官,大卒程度区分)」と題 する文書(片面で1枚)
- (5) 「令和3年度実施結果 一般職試験(裁判所事務官,高卒者区分)」と題する文書(片面で1枚)
- 2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課(文書室)電話03(3264)5652(直通)

# 令和3年度実施結果 総合職試験(家庭裁判所調査官補)

#### 1. 申込者数等

		第13	く試験	第2次試験	最終	
試験種別	申込者数	有効 受験者数	合格者数	有効 受験者数	合格者数	倍率
院卒者区分	125(78)	96(61)	49(27)	46 (26)	14(11)	6.9
大卒程度区分	599 (403)	502 (347)	239(167)	198(144)	61 (52)	8.2

- ※ 倍率は、第1次試験有効受験者数÷最終合格者数です。 ※( )内の数字は女性の人数(内数)です。

試験種別	試験種目	満点	下限の得点	平均点	標準偏差
院卒者区分	基礎能力試験	30	12	16.75	3.68
to the property of the	r i i kilosofi alama kamata kiloni.	ia manteries	i diametrica de la compania de la c	. Ostor Postskat Bud	man mang men
大卒程度区分	基礎能力試験	. 40	15	21.39	5.29
八十任及四万	AS WE HE / J DAWN	. 40		21.00	. 0.20

<sup>※</sup> 下限の得点とは、筆記試験の各種目ごとに個別に定めた最低限必要な素点のことです。 下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については、他の試験種目の成績にかかわらず 不合格となります。

# 令和3年度実施結果 総合職試験(裁判所事務官, 院卒者区分)

#### 1. 申込者数等

勤務地				第1次	試験	1		第2次	《試験		第3次	試験	最終	AZ .	
	申込名	<b>首数</b>	有数		合格	者数	有? 受験		合格者	数	有効 受験者数		合格和		倍率
札幌高等裁判所の 管轄区域	4	(2)	3	(2)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	-	-	-	-	_
仙台高等裁判所の 管轄区域	2	(0)	2	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	_
東京高等裁判所の 管轄区域	50	(17)	38	(10)	28	(6)	28	(6)	7	(2)	6	(2)	6	(2)	6.3
名古屋高等裁判所の 管轄区域	7	(4)	5	(2)	5	(2)	3	(1)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	-
大阪高等裁判所の 管轄区域	26	(10)	18	(8)	14	(6)	14	(6)	7	(4)	6	(3)	3	(2)	6.0
広島高等裁判所の 管轄区域	3	(1)	2	(1)	2	(1)	2	(1)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	_
高松高等裁判所の 管轄区域	1	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	-
福岡高等裁判所の 管轄区域	8	(2)	6	(2)	5	(1)	5	(1)	2	(1)	2	(1)	0	(0)	<u>-</u>
合 計	101	(36)	75	(25)	57	(17)	55	(16)	20	(8)	18	(7)	9	(4)	8.3

- ※ 倍率は, 第1次試験有効受験者数÷最終合格者数です。
- ※ ( )内の数字は女性の人数(内数)です。

#### 2. 第1次試験(多肢選択式)の平均点等

試験種目	満点	下限の得点	平均点	標準偏差
基礎能力試験	30	12	16.75	4.08
専門試験	30	14	21.64	5.14

※ 下限の得点とは、筆記試験の各種目ごとに個別に定めた最低限必要な素点のことです。 下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

# 令和3年度実施結果 総合職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)

#### 1. 申込者数等

,		i		第1次	試験			第2次	試験	l	第3次	試験	最終	友	
勤務地	申込	者数	有: 受験:		合格	者数`	有? 受験?		合格者	数	有效 受験者		合格和		倍率
札幌高等裁判所の 管轄区域	18	(3)	11	(2)	6	(1)	5	(1)	2	(1)	2	(1)	2	(1)	5.9
仙台高等裁判所の 管轄区域	15	(2)	8	(0)	8	(0)	6	(0)	3	(0)	3	(0)	1	(0)	8.0
東京高等裁判所の 管轄区域	225	(87)	142	(53)	60	(15)	52	(12)	17	(4)	14	(4)	2	(1)	71.0
名古屋高等裁判所の 管轄区域	42	(12)	33	(7)	10	(2)	5	(0)	2	(0)	1	(0)	1	(0)	33.0
大阪高等裁判所の 管轄区域	88	(36)	54	(21)	18	(6)	17	(6)	3	(1)	3	(1)	1	(0)	54.0
広島高等裁判所の 管轄区域	32	(11)	23	(7)	10	(3)	9	(3)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	11.9
高松高等裁判所の 管轄区域	11	(4)	7	(2)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	-	-	-	-	
福岡高等裁判所の 管轄区域	38	(19)	32	(16)	6	(3)	4	(3)	0	(0)	_	_	<u>-</u>	-	•
合 計	469	(174)	310	(108)	119	(30)	99	(25)	29	(8)	25	(8)	9	(4)	34.4

<sup>※</sup> 倍率は, 第1次試験有効受験者数÷最終合格者数です。

•	試験種目	満点	下限の得点	平均点	標準偏差	1
	基礎能力試験	40	15	22.20	5.43	1
	専門試験	30	12	16.18	6.13	

<sup>※</sup> 下限の得点とは、筆記試験の各種目ごとに個別に定めた最低限必要な素点のことです。 下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

<sup>※ ()</sup>内の数字は女性の人数(内数)です。

## 令和3年度実施結果 一般職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)

#### 1. 申込者数等

			第1次試験 第2次試験					《試験	最	坡		
勤務地	申込者数		有効 受験者数		合格者数		有効 受験者数		合格者数		倍率	
札幌高等裁判所の 管轄区域	350	(123)	267	(103)	144	(51)	134	(48)	52	(26)	5.1	
仙台高等裁判所の 管轄区域	579	(298)	432	(228)	278	(143)	263	(130)	124	(69)	3.5	
東京高等裁判所の 管轄区域	3,870	(1,834)	2,847	(1,385)	1,255	(552)	1,245	(540)	351	(185)	8.1	
名古屋高等裁判所の 管轄区域	1,136	(558)	915	(455)	316	(138)	284	(128)	100	(53)	9.2	
大阪高等裁判所の 管轄区域	1,766	(903)	1,340	(707)	553	(269)	536	(268)	200	(112)	6.7	
広島高等裁判所の 管轄区域	668	(313)	531	(256)	219	(100)	214	(99)	67	(35)	7.9	
髙松高等裁判所の 管轄区域	500	(259)	388	(206)	138	(65)	119	(59)	69	(46)	5.6	
福岡高等裁判所の 管轄区域	1,406	(741)	1,082	(582)	371	(163)	324	(145)	117	(76)	9.2	
合 計	10,275	(5,029)	7,802	(3,922)	3,274	(1,481)	3,119	(1,417)	1,080	(602)	7.2	

- ※ 総合職試験(裁判所事務官)特例希望者を含みます。
- ※ 倍率は、第1次試験有効受験者数÷最終合格者数です。
- ※ ( )内の数字は女性の人数(内数)です。

試験種目	満点	下限の得点	平均点	標準偏差
基礎能力試験	40	15	22.13 (26.03)	4.91 (3.35)
専門試験	30	12	17.66 (22.12)	5.50 (3.41)

- ※ 括弧内は、総合職試験(裁判所事務官)の第2次試験の不合格者又は第3次試験の有効受験者(いずれも特例希望者に限る。)を含む第2次試験有効受験者の平均点及び標準偏差です(最終合否判定に使用)。
- ※ 下限の得点とは、筆記試験の各種目ごとに個別に定めた最低限必要な素点のことです。 下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

# 令和3年度実施結果 一般職試験(裁判所事務官, 高卒者区分)

## 1. 申込者数等

		!		第1次試験				試験	最終合格者数		倍率	
勤務地	申込	申込者数		有効 受験者数		合格者数		动 者数				
札幌高等裁判所の 管轄区域	286	(123)	253	(111)	38	(20)	27	(15)	10	(6)	25.3	
仙台高等裁判所の 管轄区域	454	(204)	393	(183)	46	(19)	42	(18)	15	(11)	26.2	
東京高等裁判所の 管轄区域	854	(381)	637	(294)	114	(46)	90	(36)	45	(23)	14.2	
名古屋高等裁判所の 管轄区域	320	(158)	242	(127)	36	(18)	32	(17)	12	(9)	20.2	
大阪高等裁判所の 管轄区域	537	(202)	381	(163)	51	(18)	43	(15)	13	(6)	29.3	
広島高等裁判所の 管轄区域	343	(163)	268	(137)	48	(23)	42	(19)	14	(7)	19.1	
高松高等裁判所の 管轄区域	202	(95)	173	(84)	46	(27)	39	(24)	12	(9)	14.4	
福岡髙等裁判所の 管轄区域	1,737	(740)	1,422	(627)	137	(49)	117	(45)	37	(16)	38.4	
合 計	4,733	(2,066)	3,769	(1,726)	516	(220)	432	(189)	158	(87)	23.9	

<sup>※</sup> 倍率は, 第1次試験有効受験者数÷最終合格者数です。

	試験種目	The Sandana	満点	平均点	標準偏差
:	基礎能力試験		45	21.63	5.62

<sup>※ ( )</sup>内の数字は女性の人数(内数)です。